

県立広島大学経営情報学部論集投稿規定

制定 平成20年3月31日
最終改正 平成27年6月17日

(投稿者)

第1条 論集の投稿者(執筆者)は次のとおりとする。

- (1) 本学経営情報学部の専任教員
- (2) 本学経営情報学部の専任教員との共同執筆者
- (3) その他論集委員会(以下「委員会」という)の認めた者

(論文等の種類)

第2条 投稿論文等は次の種類とし、原則として未刊行のものに限る。

- (1) 論文
- (2) 研究ノート
- (3) 書評
- (4) その他委員会の認めたもの

投稿論文等の種類については、執筆者の意向を受けて、論集委員会で審査のうえ決定する。

(原稿の採否等)

第3条 原稿の採否、掲載の順序等は、委員会が審査のうえ、決定する。また委員会は原稿の内容や形式について説明または修正を要求することができる。必要な場合、委員会は原稿について第三者に意見を求めることができる。

(原稿の提出)

第4条 原稿は委員会が定めた日までに提出しなければならない。

- 2 原稿の書き方は、県立広島大学経営情報学部論集投稿細則による。
- 3 原稿の受理日は、委員会が完成原稿と認めた日とする。

(著作権)

第5条 掲載された論文等の著作権は本学に帰属する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、本学部教授会の議を経て行うものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、論集発行に関し必要な事項は、本学部教授会が定める。

附 則

この規程は、平成20年3月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月18日から施行する。